

意見書添付資料目録

略語等は、意見書の例による。

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
1 の 1	平成 2 5 年選挙の選挙区別 人口，定数及び 較差 (総務省自治行政局選挙部)	H25. 7. 21
1 の 2	平成 2 5 年選挙の都道府県別投票総数，有 効投票数及び無効投票数（選挙区） (総務省自治行政局選挙部)	H25. 7. 21
1 の 3	本件選挙の都道府県別有権者数，投票者数 及び投票率（選挙区） (総務省自治行政局選挙部)	H28. 7. 10
1 の 4	本件選挙の都道府県別投票総数，有効投票 数及び無効投票数（選挙区） (総務省自治行政局選挙部)	H28. 7. 10
1 の 5	都道府県別有権者数，投票者数，投票率 （選挙区） (総務省自治行政局選挙部)	H28. 7. 10
1 の 6	候補者別得票数（選挙区） （新潟県等に関するもの） (総務省自治行政局選挙部)	H28. 7. 10
1 の 7	候補者別得票数（選挙区） （愛媛県等に関するもの） (総務省自治行政局選挙部)	H28. 7. 10
2 の 1	第 2 回若桜町議会定例会会議録（抜粋） (若桜町議会事務局)	H26. 6. 13
2 の 2	第 4 回江府町議会定例会会議録（第 3 日） （抜粋） (鳥取県日野郡江府町議会)	H26. 6. 16

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
2 の 3	参議院選挙制度改革に対する意見書 (福井県議会)	H26. 6. 18
2 の 4	参議院選挙制度改革に係わる意見書 (山形県東根市議会議長)	H26. 6. 18
2 の 5	参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議 (鳥取県東伯郡北栄町議会)	H26. 6. 19
2 の 6	参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する意見書 (鳥取県西伯郡伯耆町議会)	H26. 6. 20
2 の 7	第 5 回三朝町議会定例会会議録 (第 9 日) (抜粋) (鳥取県東伯郡三朝町議会)	H26. 6. 20
2 の 8	第 2 回日吉津村議会定例会会議録 (第 4 日) (抜粋) (鳥取県西伯郡日吉津村議会)	H26. 6. 20
2 の 9	参議院選挙制度に関する意見書 (石川県金沢市議会議長)	H26. 6. 23
2 の 1 0	参議院の選挙制度に関する意見書 (高知県高知市議会)	H26. 6. 26
2 の 1 1	平成 2 6 年第 4 回 (定例) 日南町議会会議録 (第 3 日) (抜粋) (鳥取県日野郡日南町議会)	H26. 6. 27
2 の 1 2	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県議会議長)	H26. 7. 4

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
2の13	参議院選挙制度の見直しに対する意見書 (山形県議会議長)	H26. 7. 4
2の14	参議院選挙制度協議会で示された合区案に 強く反対する意見書 (鳥取県議会)	H26. 7. 4
2の15	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県高岡郡桺原町議会)	H26. 9. 5
2の16	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県土佐町議会)	H26. 9. 9
2の17	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県高岡郡佐川町議会)	H26. 9. 11
2の18	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県木城町議会)	H26. 9. 12
2の19	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県長岡郡大豊町議会議長)	H26. 9. 12
2の20	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県日高村議会)	H26. 9. 12
2の21	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (芸西村議会議長)	H26. 9. 12
2の22	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県西米良村議会議長)	H26. 9. 16

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
2 の 2 3	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (大川村議会議長)	H26. 9. 17
2 の 2 4	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県椎葉村議会)	H26. 9. 17
2 の 2 5	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県西臼杵郡日之影町議会議長)	H26. 9. 17
2 の 2 6	参議院議員選挙合区案の見直しを求める意見書 (村山市議会議長)	H26. 9. 18
2 の 2 7	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県安芸郡東洋町議会)	H26. 9. 18
2 の 2 8	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県美郷町議会)	H26. 9. 18
2 の 2 9	慎重な参議院選挙制度の改革を求める意見書 (高知県安芸郡北川村議会)	H26. 9. 18
2 の 3 0	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宿毛市議会議長)	H26. 9. 18
2 の 3 1	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎市議会)	H26. 9. 18
2 の 3 2	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県高岡郡越知町議会)	H26. 9. 18

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
2の33	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県馬路村議会)	H26. 9. 18
2の34	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (南国市議会)	H26. 9. 19
2の35	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県中土佐町議会)	H26. 9. 19
2の36	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県都農町議会)	H26. 9. 19
2の37	参議院選挙制度改革に対する意見書 (福井県勝山市議会)	H26. 9. 19
2の38	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県大月町議会)	H26. 9. 19
2の39	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県諸塚村議会)	H26. 9. 19
2の40	参議院選挙制度改革に対する意見書 (福井県あわら市議会)	H26. 9. 19
2の41	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県五ヶ瀬町議会議長)	H26. 9. 19
2の42	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県田野町議会)	H26. 9. 22

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
2 の 4 3	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県高原町議会)	H26. 9. 22
2 の 4 4	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県門川町議会議長)	H26. 9. 22
2 の 4 5	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (須崎市議会議長)	H26. 9. 22
2 の 4 6	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県高千穂町議会)	H26. 9. 24
2 の 4 7	参議院選挙制度改革に対する都道府県単位の 制度を堅持することを求める意見書 (佐賀県神埼市議会)	H26. 9. 24
2 の 4 8	参議院選挙制度改革に対する意見書 (福井市議会)	H26. 9. 24
2 の 4 9	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県東諸県郡国富町議会議長)	H26. 9. 25
2 の 5 0	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県議会)	H26. 9. 26
2 の 5 1	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (四万十市議会)	H26. 9. 29
2 の 5 2	参議院選挙制度改革に対する意見書 (福井県敦賀市議会)	H26. 9. 29

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
2の53	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県幡多郡三原村議会議長)	H26. 10. 2
2の54	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (室戸市議会)	H26. 10. 3
2の55	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県高岡郡四万十町議会)	H26. 10. 3
2の56	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県津野町議会)	H26. 10. 8
2の57	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県安芸市議会)	H26. 10. 9
2の58	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県東諸県郡綾町議会議長)	H26. 10. 10
2の59	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県三股町議会)	H26. 10. 17
2の60	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (土佐清水市議会議長)	H26. 10. 21
2の61	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県吾川郡いの町議会議長)	H26. 12. 12
2の62	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県川南町議会)	H26. 12. 15

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
2の63	参議院選挙改革座長案の見直しを求める意見書 (高知県土佐市議会)	H26.12.16
2の64	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (奈半利町議会議長)	H26.12.17
2の65	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (香南市議会議長)	H26.12.22
2の66	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県児湯郡高鍋町議会)	H26.12.25
2の67	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (宮崎県新富町議会)	H26.12.25
2の68	慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書 (徳島県阿南市議会)	H27.6.23
2の69	参議院選挙制度改革における合区案に強く 反対する意見書 (鳥取県議会)	H27.6.26
3の1	参議院選挙制度における合区に反対する意見書 (鳥取県日野郡日南町議会)	H27.8.5
3の2	参議院選挙制度の抜本的見直しに関する意見書 (島根県邑智郡川本町議会)	H27.9.17
3の3	都道府県単位を基本とした参議院選挙制度改革を求める意見書 (高知県高知市議会)	H27.10.2

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3 の 4	参議院選挙制度の見直しを求める意見書 (松江市議会)	H27. 10. 6
3 の 5	参議院選挙制度改革に関する特別決議 (第 5 9 回町村議会議長全国大会)	H27. 11. 11
3 の 6	全国町村長大会 要望 公職選挙制度の改善 (全国町村会)	H27. 11. 18
3 の 7	参議院選挙制度に対する意見書 (島根県大田市議会)	H28. 3. 17
3 の 8	参議院選挙制度に対する意見書 (島根県安来市議会)	H28. 3. 22
3 の 9	参議院選挙制度に対する意見書 (益田市議会)	H28. 3. 25
3 の 1 0	参議院選挙制度に対する意見書 (島根県飯南町議会)	H28. 6. 17
3 の 1 1	衆参両議院の選挙制度改革において合区の 解消及び抜本的な見直しを求める意見書 (高知県高知市議会)	H28. 6. 23
3 の 1 2	参議院選挙における合区の解消に関する決 議 (鶴田町議会)	H28. 9. 15
3 の 1 3	参議院選挙における合区の解消を求める意 見書 (島根県邑智郡美郷町議会)	H28. 9. 16

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3 の 1 4	参議院選挙制度、合区の解消及び抜本的見直しを求める意見書 (島根県邑南町議会)	H28. 9. 16
3 の 1 5	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (島根県吉賀町議会)	H28. 9. 16
3 の 1 6	参議院議員選挙区の合区解消についての意見書 (高知県高岡郡四万十町議会)	H28. 9. 16
3 の 1 7	参議院選挙制度の抜本的見直しを求める意見書 (鳥取市議会議長)	H28. 9. 21
3 の 1 8	参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書 (多久市議会)	H28. 9. 21
3 の 1 9	参議院の選挙制度改革において合区の解消及び抜本的な見直しを求める意見書 (四万十市議会)	H28. 9. 23
3 の 2 0	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (益田市議会)	H28. 9. 23
3 の 2 1	参議院議員選挙区の合区解消を求める意見書 (宿毛市議会議長)	H28. 9. 23
3 の 2 2	参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書 (武雄市議会)	H28. 9. 23
3 の 2 3	参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書 (黒潮町議会議長)	H28. 9. 23

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3 の 2 4	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (島根県隠岐郡知夫村議会議長)	H28. 9. 23
3 の 2 5	参議院議員選挙の合区解消を求める意見書 (三原村議会議長)	H28. 9. 23
3 の 2 6	参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書 (伊万里市議会)	H28. 9. 23
3 の 2 7	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (島根県奥出雲町議会)	H28. 9. 23
3 の 2 8	参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書 (佐賀県鹿島市議会)	H28. 9. 23
3 の 2 9	国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書 (新潟県議会議長)	H28. 9. 26
3 の 3 0	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (島根県津和野町議会)	H28. 9. 27
3 の 3 1	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (島根県出雲市議会)	H28. 9. 27
3 の 3 2	参議院選挙制度の合区の見直しを求める意見書 (鳥取県境港市議会議長)	H28. 9. 27
3 の 3 3	選挙制度改革における合区の解消を求める意見書 (土佐清水市議会議長)	H28. 9. 28

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3 の 3 4	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (島根県議会)	H28. 9. 28
3 の 3 5	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (鳥取県倉吉市議会)	H28. 9. 29
3 の 3 6	参議院選挙の合区の解消及び参議院選挙制度の抜本的見直しを求める意見書 (島根県海士町議会)	H28. 9. 29
3 の 3 7	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (島根県隠岐郡西ノ島町議会)	H28. 9. 30
3 の 3 8	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (島根県隠岐郡隠岐の島町議会)	H28. 9. 30
3 の 3 9	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (島根県雲南市議会)	H28. 9. 30
3 の 4 0	参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書 (佐賀県佐賀市議会)	H28. 9. 30
3 の 4 1	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (米子市議会)	H28. 10. 3
3 の 4 2	参議院選挙制度改革に対する意見書 (佐賀県議会)	H28. 10. 3
3 の 4 3	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (松江市議会)	H28. 10. 3

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3 の 4 4	参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書 (佐賀県嬉野市議会)	H28. 10. 3
3 の 4 5	参議院選挙制度の抜本的な見直しを求める意見書 (愛媛県議会)	H28. 10. 6
3 の 4 6	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (浜田市議会)	H28. 10. 7
3 の 4 7	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (鳥取県議会)	H28. 10. 12
3 の 4 8	参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書 (佐賀県唐津市議会)	H28. 10. 13
3 の 4 9	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 (高知県議会議長)	H28. 10. 19
3 の 5 0	参議院選挙における合区の解消と憲法についての国民的議論の喚起を求める意見書 (徳島県議会)	H28. 10. 24
3 の 5 1	参議院選挙における合区の解消に関する特別決議 (第60回町村議会議長全国大会)	H28. 11. 9
3 の 5 2	参議院の合区の早期解消に関する特別決議 (全国町村長大会)	H28. 11. 16
3 の 5 3	参議院選挙制度改革に関する決議 (全国市長会)	H28. 11. 17

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3の54	参議院選挙の合区の見直しに関する意見書 (高知県仁淀川町議会議長)	H28. 12. 8
3の55	参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書 (高知県高岡郡佐川町議会)	H28. 12. 8
3の56	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県板野郡板野町議会)	H28. 12. 9
3の57	参議院選挙の合区の見直しに関する意見書 (高知県中土佐町議会)	H28. 12. 9
3の58	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (佐賀県太良町議会)	H28. 12. 9
3の59	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 (高知県安田町議会議長)	H28. 12. 9
3の60	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県美波町議会)	H28. 12. 12
3の61	参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書 (高知県高岡郡越知町議会)	H28. 12. 13
3の62	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 (高知県津野町議会)	H28. 12. 13
3の63	参議院議員選挙制度における合区の解消を求める意見書 (佐賀県基山町議会)	H28. 12. 13

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3の64	参議院選挙の合区の見直しに関する意見書 (高知県大月町議会)	H28. 12. 13
3の65	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (富山県議会議長)	H28. 12. 13
3の66	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 (高知県土佐町議会)	H28. 12. 13
3の67	参議院選挙の合区の見直しに関する意見書 (奈半利町議会議長)	H28. 12. 14
3の68	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (佐賀県大町町議会)	H28. 12. 14
3の69	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県海部郡牟岐町議会)	H28. 12. 14
3の70	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県松茂町議会)	H28. 12. 14
3の71	参議院選挙の合区の見直しに関する意見書 (高知県安芸郡東洋町議会)	H28. 12. 14
3の72	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 (南国市議会)	H28. 12. 15
3の73	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 (高知県馬路村議会)	H28. 12. 15

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3の74	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (高知県吾川郡いの町議会議長)	H28. 12. 15
3の75	参議院選挙の合区の見直しに関する意見書 (高知県芸西村議会議長)	H28. 12. 15
3の76	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (白石町議会)	H28. 12. 15
3の77	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県神山町議会)	H28. 12. 16
3の78	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県美馬郡つるぎ町議会)	H28. 12. 16
3の79	参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書 (高知県田野町議会)	H28. 12. 16
3の80	参議院選挙の合区の見直しに関する意見書 (高知県長岡郡大豊町議会議長)	H28. 12. 16
3の81	参議院選挙の合区の解消に関する意見書 (徳島県那賀町議会議長)	H28. 12. 16
3の82	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (佐賀県吉野ヶ里町議会)	H28. 12. 16
3の83	参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書 (高知県日高村議会議長)	H28. 12. 16

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3の84	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 (高知県室戸市議会)	H28. 12. 16
3の85	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (佐賀県みやき町議会)	H28. 12. 16
3の86	参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書 (佐賀県江北町議会)	H28. 12. 16
3の87	参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書 (高知県安芸郡北川村議会)	H28. 12. 16
3の88	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県石井町議会)	H28. 12. 16
3の89	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県三好郡東みよし町議会議長)	H28. 12. 16
3の90	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県板野郡北島町議会)	H28. 12. 16
3の91	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (有田町議会議長)	H28. 12. 16
3の92	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (佐賀県上峰町議会)	H28. 12. 16
3の93	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県名東郡佐那河内村議会議長)	H28. 12. 16

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3の94	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県海部郡海陽町議会)	H28. 12. 19
3の95	参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書 (本山町議会議長)	H28. 12. 19
3の96	参議院議員選挙の合区の解消を求める意見書 (大川村議会議長)	H28. 12. 19
3の97	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (藍住町議会議長)	H28. 12. 19
3の98	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 (高知県土佐市議会)	H28. 12. 20
3の99	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 (香南市議会議長)	H28. 12. 20
3の100	参議院選挙制度改革に対する意見書 (鳥栖市議会)	H28. 12. 20
3の101	参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書 (小城市議会)	H28. 12. 20
3の102	参議院選挙における合区の解消を求める意見書 (佐賀県玄海町議会)	H28. 12. 20
3の103	参議院議員選挙制度における合区の解消に関する意見書 (佐賀県神埼市議会)	H28. 12. 21

意見書添付資料目録

資料番号	標 目 (作成者等)	作 成 年月日
3の104	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県上勝町議会)	H28. 12. 21
3の105	参議院合同選挙区の解消を求める意見書 (埼玉県議会議長)	H28. 12. 22
3の106	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (上板町議会議長)	H28. 12. 22
3の107	参議院議員選挙の合区の見直しに関する意見書 (高知県高岡郡桺原町議会)	H28. 12. 22
3の108	参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書 (須崎市議会)	H28. 12. 22
3の109	参議院選挙における合区の解消に関する意見書 (徳島県勝浦町議会)	H29. 1. 19
4	『月刊選挙』 第69巻9号 (都道府県選挙管理委員会連合会)	H28. 9. 1
5	「地方自治制度の歴史」に関する総務省 ホームページの記事 (総務省)	H29. 1. 23
6	「地元での強さくつきり＝3県で投票率最低一合区分析【16参院選】」に関する ネット記事 (時事ドットコム)	H28. 11. 14

平成 25 年選挙の選挙区別 人口、定数及び較差

	選挙区名	平成 25 年選挙 当日有権者数	議員定数	議員 1 人当 たり人口	較 差
1	北海道	4,598,957	4	1,149,739	4.769
2	青森県	1,145,833	2	572,917	2.376
3	岩手県	1,090,900	2	545,450	2.262
4	宮城県	1,906,260	4	476,565	1.977
5	秋田県	904,796	2	452,398	1.876
6	山形県	951,018	2	475,509	1.972
7	福島県	1,617,622	2	808,811	3.355
8	茨城県	2,418,255	4	604,564	2.508
9	栃木県	1,625,367	2	812,684	3.371
10	群馬県	1,621,683	2	810,842	3.363
11	埼玉県	5,882,567	6	980,428	4.067
12	千葉県	5,062,684	6	843,781	3.500
13	東京都	10,777,333	10	1,077,733	4.470
14	神奈川県	7,365,069	8	920,634	3.819
15	新潟県	1,952,022	4	488,006	2.024
16	富山県	894,714	2	447,357	1.856
17	石川県	940,663	2	470,332	1.951
18	福井県	648,742	2	324,371	1.345
19	山梨県	696,851	2	348,426	1.445
20	長野県	1,746,474	4	436,619	1.811
21	岐阜県	1,675,924	2	837,962	3.476
22	静岡県	3,066,436	4	766,609	3.180
23	愛知県	5,886,532	6	981,089	4.069
24	三重県	1,497,457	2	748,729	3.106
25	滋賀県	1,120,853	2	560,427	2.324
26	京都府	2,099,140	4	524,785	2.177
27	大阪府	7,116,682	8	889,585	3.690
28	兵庫県	4,545,807	4	1,136,452	4.714
29	奈良県	1,150,156	2	575,078	2.385
30	和歌山県	835,882	2	417,941	1.734
31	鳥取県	482,192	2	241,096	1.000
32	島根県	587,809	2	293,905	1.219
33	岡山県	1,576,112	2	788,056	3.269
34	広島県	2,324,694	4	581,174	2.411
35	山口県	1,189,566	2	594,783	2.467
36	徳島県	651,117	2	325,559	1.350
37	香川県	826,930	2	413,465	1.715
38	愛媛県	1,182,796	2	591,398	2.453
39	高知県	627,921	2	313,961	1.302
40	福岡県	4,117,671	4	1,029,418	4.270
41	佐賀県	685,201	2	342,601	1.421
42	長崎県	1,162,606	2	581,303	2.411
43	熊本県	1,484,583	2	742,292	3.079
44	大分県	981,222	2	490,611	2.035
45	宮崎県	931,962	2	465,981	1.933
46	鹿児島県	1,394,995	2	697,498	2.893
47	沖縄県	1,102,534	2	551,267	2.287
	計	104,152,590	146	713,374	

最大較差 4.769
 北海道 1,149,739
 鳥取県 241,096

平成25年選挙の都道府県別投票総数、有効投票数及び無効投票数（選挙区）

区 分	投 票 総 数	有 効 投 票 数	無 効 投 票 数	無 効 投 票 率
北海道	2,502,286	2,397,220	105,066	4.20
青森県	529,924	509,546	20,378	3.85
岩手県	627,542	612,813	14,729	2.35
宮城県	967,378	943,123	24,255	2.51
秋田県	508,402	498,450	9,952	1.96
山形県	577,842	565,730	12,112	2.10
福島県	881,952	855,418	26,534	3.01
茨城県	1,200,787	1,157,672	43,115	3.59
栃木県	807,708	782,747	24,961	3.09
群馬県	839,203	806,974	32,229	3.84
埼玉県	3,012,514	2,938,710	73,804	2.45
千葉県	2,491,778	2,388,398	103,380	4.15
東京都	5,766,973	5,637,806	129,167	2.24
神奈川県	4,011,824	3,927,137	84,687	2.11
新潟県	1,089,691	1,061,493	28,198	2.59
富山県	449,450	426,513	22,937	5.10
石川県	517,171	495,447	21,724	4.20
福井県	348,897	336,761	12,136	3.48
山梨県	394,788	382,070	12,718	3.22
長野県	1,008,054	980,406	27,648	2.74
岐阜県	887,766	852,050	35,716	4.02
静岡県	1,566,602	1,528,151	38,451	2.45
愛知県	3,099,498	2,983,953	115,545	3.73
三重県	865,754	843,397	22,357	2.58
滋賀県	593,540	572,589	20,951	3.53
京都府	1,092,660	1,056,980	35,680	3.27
大阪府	3,751,985	3,665,733	86,252	2.30
兵庫県	2,410,199	2,297,818	112,381	4.66
奈良県	638,793	604,949	33,844	5.30
和歌山県	459,226	436,836	22,390	4.88
鳥取県	283,894	276,040	7,854	2.77
島根県	357,931	349,533	8,398	2.35
岡山県	770,403	749,563	20,840	2.71
広島県	1,162,085	1,127,511	34,574	2.98
山口県	598,917	574,012	24,905	4.16
徳島県	320,951	311,395	9,556	2.98
香川県	430,696	416,211	14,485	3.36
愛媛県	584,308	560,104	24,204	4.14
高知県	313,261	302,152	11,109	3.55
福岡県	2,032,426	1,946,059	86,367	4.25
佐賀県	359,782	346,244	13,538	3.76
長崎県	628,282	607,431	20,851	3.32
熊本県	776,380	744,096	32,284	4.16
大分県	521,488	502,020	19,468	3.73
宮崎県	464,274	453,859	10,415	2.24
鹿児島県	703,285	683,578	19,707	2.80
沖縄県	589,048	575,779	13,269	2.25
計	54,797,598	53,072,477	1,725,121	3.15

本件選挙の都道府県別有権者数、投票者数及び投票率（選挙区）

区 分	(A) 投票率 %			(B) 前回（平成25年選挙）投票率%			比較 (A) - (B)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
北海道 北青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	57.43	56.22	56.78	55.39	53.56	54.41	2.04	2.66	2.37
	55.99	54.71	55.31	47.74	44.94	46.25	8.25	9.77	9.06
	58.77	56.88	57.78	58.61	56.54	57.53	0.16	0.34	0.25
	52.99	51.83	52.39	51.79	49.78	50.75	1.20	2.05	1.64
	62.01	59.87	60.87	57.62	54.95	56.19	4.39	4.92	4.68
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県	63.83	60.74	62.22	62.91	58.82	60.76	0.92	1.92	1.46
	57.39	56.87	57.12	55.19	53.90	54.52	2.20	2.97	2.60
	51.57	49.99	50.77	50.85	48.48	49.66	0.72	1.51	1.11
	52.64	50.14	51.38	51.31	48.12	49.69	1.33	2.02	1.69
	51.30	49.75	50.51	52.70	50.84	51.75	-1.40	-1.09	-1.24
新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県	52.52	51.36	51.94	52.16	50.26	51.21	0.36	1.10	0.73
	52.36	51.68	52.02	50.11	48.34	49.22	2.25	3.34	2.80
	57.41	57.58	57.50	54.08	52.96	53.51	3.33	4.62	3.99
	55.78	55.15	55.46	55.19	53.76	54.47	0.59	1.39	0.99
	61.58	58.10	59.77	58.18	53.65	55.82	3.40	4.45	3.95
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	56.64	54.66	55.61	51.93	48.69	50.23	4.71	5.97	5.38
	57.49	56.32	56.88	56.23	53.84	54.98	1.26	2.48	1.90
	57.20	55.85	56.50	55.12	52.55	53.78	2.08	3.30	2.72
	58.96	58.71	58.83	57.05	56.28	56.65	1.91	2.43	2.18
	63.55	62.21	62.86	59.07	56.46	57.72	4.48	5.75	5.14
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 徳島県	58.31	57.22	57.74	54.02	52.00	52.97	4.29	5.22	4.77
	56.37	55.17	55.76	52.23	50.00	51.09	4.14	5.17	4.67
	56.15	54.68	55.41	53.97	51.35	52.65	2.18	3.33	2.76
	59.91	59.59	59.75	58.41	57.26	57.82	1.50	2.33	1.93
	57.20	55.86	56.52	54.32	51.66	52.96	2.88	4.20	3.56
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県	52.42	50.02	51.16	53.74	50.54	52.05	-1.32	-0.52	-0.89
	52.29	52.18	52.23	52.93	52.53	52.72	-0.64	-0.35	-0.49
	54.15	53.36	53.74	53.90	52.24	53.02	0.25	1.12	0.72
	58.03	55.89	56.89	56.91	54.33	55.54	1.12	1.56	1.35
	55.74	54.89	55.29	55.65	54.32	54.94	0.09	0.57	0.35
鹿児島県 沖縄県	56.50	56.09	56.28	59.44	58.37	58.88	-2.94	-2.28	-2.60
	62.80	61.66	62.20	62.09	59.82	60.89	0.71	1.84	1.31
	51.34	50.42	50.86	49.44	48.38	48.88	1.90	2.04	1.98
	50.21	49.01	49.58	51.18	48.90	49.99	-0.97	0.11	-0.41
	53.22	53.47	53.35	50.68	50.06	50.35	2.54	3.41	3.00
計	47.51	46.51	46.98	50.23	48.46	49.29	-2.72	-1.95	-2.31
	50.38	49.73	50.04	52.89	51.36	52.08	-2.51	-1.63	-2.04
	56.32	56.39	56.36	49.92	48.95	49.40	6.40	7.44	6.96
	44.69	46.23	45.52	49.65	50.10	49.89	-4.96	-3.87	-4.37
	52.57	53.10	52.85	49.76	49.01	49.36	2.81	4.09	3.49

(再掲)

鳥取県・島根県	59.95	59.14	59.52	-	-	-	-	-	-
徳島県・高知県	46.14	46.37	46.26	-	-	-	-	-	-

本件選挙の都道府県別投票総数、有効投票数及び無効投票数（選挙区）

区	分	投 票 総 数	有 効 投 票 数	無 効 投 票 数	無 効 投 票 率
北 海 道	道	2,619,489	2,545,446	74,043	2.83
青 森 県	県	630,872	615,753	15,119	2.40
岩 手 県	県	630,960	615,915	15,045	2.38
宮 城 県	県	1,020,370	998,847	21,523	2.11
秋 田 県	県	546,341	537,704	8,637	1.58
山 形 県	県	592,414	583,162	9,252	1.56
福 島 県	県	935,602	916,487	19,115	2.04
茨 城 県	県	1,248,012	1,211,322	36,690	2.94
栃 木 県	県	849,471	821,963	27,508	3.24
群 馬 県	県	833,429	799,536	33,893	4.07
埼 玉 県	県	3,152,298	3,078,815	73,483	2.33
千 葉 県	県	2,705,602	2,607,139	98,463	3.64
東 京 都	都	6,415,327	6,223,547	191,780	2.99
神 奈 川 県	県	4,202,366	4,102,310	100,056	2.38
新 潟 県	県	1,171,266	1,143,218	28,048	2.39
富 山 県	県	503,142	489,677	13,465	2.68
石 川 県	県	546,302	531,376	14,926	2.73
福 井 県	県	371,420	361,438	9,982	2.69
山 梨 県	県	415,181	403,792	11,389	2.74
長 野 県	県	1,112,834	1,094,376	18,458	1.66
岐 阜 県	県	981,194	952,744	28,450	2.90
静 岡 県	県	1,734,600	1,688,912	45,688	2.63
愛 知 県	県	3,366,127	3,279,393	86,734	2.58
三 重 県	県	907,074	886,576	20,498	2.26
滋 賀 県	県	649,532	636,243	13,289	2.05
京 都 府	府	1,090,813	1,056,759	34,054	3.12
大 阪 府	府	3,809,197	3,731,362	77,835	2.04
兵 庫 県	県	2,488,810	2,437,911	50,899	2.05
奈 良 県	県	661,719	642,088	19,631	2.97
和 歌 山 県	県	463,354	442,822	20,532	4.43
鳥 取 県	県	272,349	261,337	11,012	4.04
島 根 県	県	364,576	357,158	7,418	2.03
岡 山 県	県	813,467	787,226	26,241	3.23
広 島 県	県	1,171,829	1,142,087	29,742	2.54
山 口 県	県	635,807	616,589	19,218	3.02
徳 島 県	県	306,086	297,032	9,054	2.96
香 川 県	県	417,392	398,924	18,468	4.42
愛 媛 県	県	669,764	659,564	10,200	1.52
高 知 県	県	285,994	268,425	17,569	6.14
福 岡 県	県	2,232,549	2,185,645	46,904	2.10
佐 賀 県	県	393,338	383,661	9,677	2.46
長 崎 県	県	652,736	636,291	16,445	2.52
熊 本 県	県	772,142	745,010	27,132	3.51
大 分 県	県	577,731	564,629	13,102	2.27
宮 崎 県	県	465,951	455,231	10,720	2.30
鹿 児 島 県	県	779,206	743,704	35,502	4.56
沖 縄 県	県	626,743	616,247	10,496	1.67
計		58,092,778	56,555,393	1,537,385	2.65

(再 掲)

鳥取県・島根県	636,925	618,495	18,430	2.89
徳島県・高知県	592,080	565,457	26,623	4.50

(2) 都道府県別有権者数、投票者数、投票率(選挙区)

区 分	選 挙 当 日 の 有 権 者 数		投 票 者 数		票 權 者 数	
	男	女	計	男	女	計
北海道	2,151,055	2,462,319	4,613,374	1,235,289	1,384,260	2,619,549
青森県	533,336	607,293	1,140,629	298,630	332,252	630,882
岩手県	519,324	572,718	1,092,042	305,214	325,747	630,961
宮城県	941,053	1,006,684	1,947,737	498,630	521,750	1,020,380
秋田県	418,301	479,313	897,614	259,378	286,975	546,353
山形県	454,307	497,865	952,172	289,992	302,426	592,418
福島県	796,448	841,506	1,637,954	457,075	478,537	935,612
茨城県	1,222,688	1,235,269	2,457,957	630,519	617,507	1,248,026
栃木県	819,501	833,807	1,653,308	418,078	418,078	836,156
群馬県	810,358	839,677	1,650,035	415,690	417,747	833,437
埼玉県	3,030,831	3,038,187	6,069,018	1,591,776	1,560,560	3,152,336
千葉県	2,588,201	2,613,276	5,201,477	1,355,157	1,350,560	2,705,717
東京都	5,473,698	5,684,293	11,157,991	3,142,378	3,273,176	6,415,554
神奈川県	3,773,740	3,803,333	7,577,073	2,104,939	2,097,536	4,202,475
新潟県	941,784	1,017,930	1,959,714	579,916	591,371	1,171,287
富山県	432,915	471,890	904,805	245,223	257,930	503,153
石川県	459,312	501,175	960,487	264,052	282,252	546,304
福井県	316,045	341,398	657,443	180,762	190,667	371,429
山梨県	343,200	362,569	705,769	202,340	212,548	414,888
長野県	856,835	913,513	1,770,348	544,557	568,301	1,112,858
岐阜県	819,323	879,905	1,699,228	477,718	503,500	981,218
静岡県	1,524,506	1,586,579	3,111,085	859,307	875,314	1,734,621
愛知県	3,031,190	3,043,330	6,074,520	1,701,992	1,664,181	3,366,173
三重県	734,053	784,194	1,518,247	439,755	467,322	907,077
滋賀県	560,671	588,606	1,149,277	329,726	328,806	649,532
京都府	1,009,794	1,122,578	2,132,372	529,298	561,532	1,090,830
大阪府	3,487,682	3,805,159	7,292,841	1,823,662	1,985,626	3,809,288
兵庫県	2,193,516	2,438,225	4,631,741	1,187,729	1,301,142	2,488,871
奈良県	545,722	617,414	1,163,136	316,667	345,076	661,743
和歌山県	391,607	446,491	838,098	218,290	245,067	463,357
鳥取県	228,557	285,338	483,895	129,126	143,229	272,355
島根県	276,762	309,400	586,162	173,810	190,767	364,577
岡山県	761,357	838,163	1,599,520	390,879	422,605	813,484
広島県	1,132,077	1,231,291	2,363,368	588,410	603,439	1,191,849
山口県	556,989	634,762	1,191,751	296,433	339,389	635,822
徳島県	307,492	344,060	651,552	146,082	160,007	306,089
香川県	397,581	436,478	834,059	200,317	217,075	417,392
愛媛県	554,499	633,863	1,188,362	312,311	357,461	669,772
高知県	291,685	336,663	628,348	130,359	155,644	286,003
福岡県	1,972,466	2,251,627	4,224,093	1,036,988	1,195,608	2,232,596
佐賀県	323,649	370,162	693,811	183,735	209,610	393,345
長崎県	539,272	628,713	1,167,985	301,571	352,745	654,316
熊本県	698,054	802,464	1,500,518	362,383	409,774	772,157
大分県	462,905	526,714	989,619	270,161	307,686	577,847
宮崎県	435,782	500,661	936,443	218,266	247,696	465,962
鹿児島県	646,123	748,966	1,395,089	364,193	415,036	779,229
沖縄県	560,368	590,438	1,150,806	303,720	323,035	626,755
計	51,326,614	54,876,259	106,202,873	28,296,824	29,797,181	58,094,005

(再掲)

鳥取県・島根県	505,319	564,738	1,070,057	302,936	333,995	636,932	433,125
徳島県・高知県	599,177	680,723	1,279,900	276,441	315,651	592,092	687,308

(13) 候補者別得票数(選挙区)

当落	候補者氏名	性別	年齢	党派	新元別	職業	得票数	当落	候補者氏名	性別	年齢	党派	新元別	職業	得票数
新潟県 (定数1名)															
落	なかはら やいち 中原 八一	男	57	自由民主党	現	参議院議員	558,150	落	よこやま たつひろ 横山 龍寛	男	51	無所属	新	連合福井事務局長	131,278
落	よこい もとゆき 横井 基至	男	35	幸福実現党	新	政党役員	24,639	当	やまさき まさあき 山崎 正昭	男	74	自由民主党	現	参議院議員	217,304
当	もり ゆうこ 森 裕子	女	60	無所属	元	団体職員	560,429	山梨県 (定数1名)							
当	のがみ こうたろう 野上 浩太郎	男	49	自由民主党	現	参議院議員	339,055	当	みやざわ ゆか 宮沢 由佳	女	53	民進党	新	社会福祉法人こと ものあした福祉会 理事長	173,713
落	どうよう えつ子 道用 悦子	女	50	無所属	新	無職	134,212	落	たかの つよし 高野 剛	男	68	自由民主党	新	社会福祉法人役員	152,437
落	よしだ かをる 吉田 かをる	女	61	幸福実現党	新	主婦	16,410	落	よねなが はるのぶ 米長 晴信	男	50	無所属	元	無職	67,459
石川県 (定数1名)															
落	みやもと さとし 宮元 智	男	56	幸福実現党	新	宗教法人幸福の科 学職員	11,992	当	すぎお ひでや 杉尾 秀敏	男	58	民進党	新	政党役員	574,052
落	しばた 未来 柴田 未来	女	45	無所属	新	弁護士	191,371	落	おいかわ ゆきひさ 及川 幸久	男	56	幸福実現党	新	党役員	20,350
当	おかだ 直樹 岡田 直樹	男	54	自由民主党	現	政党支部長	328,013	落	わかばやし た 若林 健太	男	52	自由民主党	現	参議院議員	499,974
福井県 (定数1名)															
落	しらかわ やすゆき 白川 康之	男	59	幸福実現党	新	建築業	12,856	落	かのう ゆきひこ 加納 有輝彦 (加納 利行)	男	55	幸福実現党	新	会社員	31,651
落	しらかわ やすゆき 白川 康之	男	59	幸福実現党	新	建築業	12,856	落	こみやま よしはる 小見山 幸治	男	53	民進党	現	参議院議員	389,661

・(注) 職業は投票日の前日までの届出に係るものである。

(13) 候補者別得票数(選挙区)

当落	候補者氏名	性別	年齢	党派	新元別	職業	得票数	当落	候補者氏名	性別	年齢	党派	新元別	職業	得票数
当	いそさき 仁彦 (磯崎 仁彦)	男	58	自由民主党	現	参議院議員	259,454	落	ふなと タキ子 (船戸 タキ子)	女	58	無所属	新	無職	16,047
落	たなか としひで (田中 俊秀)	男	65	無所属	新	年日出会	17,268	落	もりがみ しんへい (森上 晋平)	男	32	おおさか維新の会	新	会社員	93,683
愛媛県 (定数1名)															
落	もりた こうじ (森田 浩二)	男	55	幸福実現党	新	団体職員	14,013	当	ふくおか たかまろ (福岡 資麿)	男	43	自由民主党	現	自由民主党佐賀県参議院選挙区第一支部支部長	251,601
当	やまもと じゅんぞう (山本 順三)	男	61	自由民主党	現	参議院議員	326,990	落	なかむら てつじ (中村 哲治)	男	44	民進党	元	政党役員	119,908
落	ながえ 孝子 (永江 孝子)	女	56	無所属	新	コパンNagae 代表	318,561	落	なかしま とおる (中島 徹)	男	42	幸福実現党	新	団体職員	12,152
福岡県 (定数3名)															
当	おおいえ さとし (大塚 敏志)	男	48	自由民主党	現	参議院議員	640,473	落	にしおか ひでこ (西岡 秀子)	女	52	民進党	新	政党役員	285,743
落	たけうち 信昭 (竹内 信昭)	男	63	社会民主党	新	団体役員	55,017	当	かねこ げんじろう (金子 原二郎)	男	72	自由民主党	現	参議院議員	336,612
落	しばた 雅子 (柴田 雅子)	女	32	日本共産党	新	政党役員	195,629	落	えなつ まさとし (江 夏正 敏)	男	48	幸福実現党	新	幸福実現党政務調査会長	13,936
落	よしとみ 和枝 (吉富 和枝)	女	57	幸福実現党	新	無職	15,743	熊本県 (定数1名)							
当	たかせ ひろみ (高瀬 弘美)	女	34	公明党	新	政党役員	457,752	落	あべ ひろみ (中島 広美)	女	49	無所属	新	弁護士	269,168
落	いしい ひでとし (石井 英俊)	男	39	日本のこころを大切に する党	新	NPO法人理事長	30,909	落	ほんどう てつや (本郷 哲哉)	男	62	支持政党なし	新	会社員	14,493
当	こが ゆきひと (古賀 之士)	男	57	民進党	新	政党役員	670,392	当	まつむら よしふみ (松村 祥史)	男	52	自由民主党	現	参議院議員	440,607

(注) 職業は投票日の前日までの届出に係るものである。

平成26年6月10日招集

第2回若桜町議会定例会会議録

(平成26年6月13日)

若桜町議会事務局

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第6号 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第6号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第7号 さらなる年金削減の中止を求める意見書について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第8号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書について、討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第19

議員提出議案第10号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議を議題とします。

趣旨説明を求めます。6番山本晴隆議員。

議員(山本晴隆)

議員提出議案第10号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年6月13日提出。提出者、若桜町議会議員中尾理明、同じく山本晴隆。賛成者、若桜町議会議員前住孝行、山本安雄。

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議。

参議院は解散がなく、任期も6年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっている。

その参議院の選挙制度は、昭和22年に制定された参議院議員選挙法により、選挙区を全国的な有名有為の人材を簡抜する職能代表制を有する全国区と地域代表的性格を有する地方選出議員を選出するための地方区に分けられ、昭和25年の公職選挙法の制定による選挙規定の統合統一後、いく度かの選挙制度の改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきている。ちょっと割愛させていただきます。

1票の格差を是正することは喫緊の課題で

あり、早急に取組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の有意性が失われかねないと危惧するものである。

我々若桜町議会は、地方の声を国政に届けるため、現行の都道府県単位の選挙区を維持した上で議論が進められることを望み、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対することを決議する。

平成 26 年 6 月 13 日、鳥取県若桜町議会。

議長（川上守）

質疑、討論を省略して採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第 10 号は。

議員（岡田一弥）

議長、すいません。遅くなりました。反対討論をしたいと思います。反対討論というのは皆さんの意見に対して、同意するのは反対という意見を述べたいと思います。

議長（川上守）

質疑、討論を省略して採決に入りましたので認めません。

議員（中尾理明）

ちょっと議長、猶予をいただけませんか。

議長（川上守）

暫時休憩をします。

（本案のとおり決することに異議なしと認めたので、討論はできない事を確認。）

議長（川上守）

引き続き会議を再開いたします。

したがって、議員提出議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20

議員提出議案第 11 号 総務産業常任委員会の閉会中の調査研究についてを議題とします。趣旨説明を求めます。6 番、山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

議員提出議案第 11 号 総産業常任委員会の閉会中の調査研究について。

当委員会は、閉会中において下記の事件の調査研究を行いたいので、本会議の議決を求める。

平成 26 年 6 月 13 日。提出者、若桜町議会議員山本晴隆、同じく山根政彦。賛成者、若桜町議会議員上川裕見子、同じく山本安雄、同じく小林誠。

調査の目的、災害時の初動体制と防災対策の調査研究。

調査地、福島県南相馬市。

調査期間、7 月 10、11 日。

経費、予算の範囲。以上です。

議長（川上守）

質疑、討論を省略して採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

第4回 江府町議会定例会会議録（第3日）

平成26年6月16日（月曜日）

議事日程

平成26年6月16日 午前10時開議

- 日程第1 議案第63号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第64号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第65号 江府町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第66号 江府町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第67号 町道路線の認定について
- 日程第6 議案第68号 平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第69号 平成26年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第70号 平成26年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第71号 平成26年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第72号 平成26年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第73号 平成26年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第74号 平成26年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第75号 平成26年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 委員長報告（陳情処理報告）
（陳情第2号）地方財政の充実・強化を求める陳情

（総務経済常任委員会）

(陳情第3号)「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

(総務経済常任委員会)

(陳情第8号)日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める陳情

(総務経済常任委員会)

(陳情第1号)「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める陳情書

(総務経済常任委員会)

(陳情第4号)「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について

(教育民生常任委員会)

(陳情第5号)ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情

(教育民生常任委員会)

(陳情第6号)さらなる年金削減の中止を求める陳情

(教育民生常任委員会)

(陳情第7号)「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情

(教育民生常任委員会)

(陳情第9号)義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情

(教育民生常任委員会)

(陳情第10号)少人数学級の推進をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書

(教育民生常任委員会)

日程第15 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

日程第16 発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書提出について

日程第17 発議第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提出について

日程第18 発議第7号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める意見書提出について

日程第19 発議第8号 少人数学級の推進をはかるための2015年度政府予算に係る意見書採択を求める意見書提出について

日程第20 発議第9号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議について

日程第21 議員派遣の件について

日程第22 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

出席議員（9名）

1番 三好晋也	2番 竹茂幹根	3番 三輪英男
4番 川上富夫	5番 上原二郎	6番 越峠恵美子
7番 長岡邦一	8番 田中幹啓	9番 川端雄勇

欠席議員（1名）

10番 森田 智

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 _____ 加藤 泉

説明のため出席した者の職氏名

町長 _____	竹内敏朗	副町長 _____	白石祐治
教育長 _____	加藤泰巨	総務課長 _____	瀬島明正
総務課長参事 _____	奥田慎也	企画財政課長 _____	池田健一
住民課長 _____	山川浩市	福祉保健課長 _____	川上良文
農林課長 _____	下垣吉正	奥大山まちづくり推進課長	矢下慎二
奥大山スキー場管理課長	川上 豊	建設課長 _____	梅林茂樹
会計管理者 _____	森田哲也	教育振興課長 _____	篠田寛子
社会教育課長 _____	石原由美子		

○議員（５番、上原 二郎君）

発議第 9 号

平成26年6月16日

江府町議会議長 川 上 富 夫 様

提出者 江府町議会議員 上 原 二 郎

賛成者 江府町議会議員 川 端 雄 勇

賛成者 江府町議会議員 越 峠 恵美子

賛成者 江府町議会議員 田 中 幹 啓

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議について

江府町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定に基づき提出いたします。

（提出の理由） 1票の格差を是正することは喫緊の課題であるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の優位性が失われかねない。そのため地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対する。

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議

参議院は解散がなく、任期も6年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっている。

その参議院の選挙制度は、昭和22年に制定された参議院議員選挙法により、全国区と地方区に分けられ、いく度かの選挙制度の改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきている。

今般、平成25年参議院通常選挙の選挙区選挙における最大で4.77倍という1票の格差について、司法の場で違憲の判断が示されているところであり、この是正については、次期通常選挙に向けて喫緊の課題となっている。

現在、この問題に関して、平成28年通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うために設けられた選挙制度の改革に関する検討会の下に各会派による協議会（以下「選挙制度協議会」という。）が設置され、広範な議論が行われているところであり、各委員の努力には敬意を表する次第である。

しかしながら、平成26年4月25日に示された選挙制度協議会座長案では、議員1人当たり

の人口の格差是正のためとして、人口の少ない県を隣接する府県と「合区」とするという案が示され、人口の少ない県と都市部の都府県に優劣をつけるかのような議論がなされようとしている。

1票の格差を是正することは喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の有意性が失われかねないと危惧するものである。

我々江府町議会は、地方の声を国政に届けるため、現行の都道府県単位の選挙区を維持した上で議論が進められることを望み、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対することを決議する。

平成26年6月16日

鳥取県日野郡江府町議会

以上です。

○議長（川上 富夫君） 以上提出者の説明が終了しました。

これから、発議第9号に対する質疑を行います。

〔質疑なし〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第5号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第21 議員派遣の件について

○議長（川上 富夫君） 続きまして、議長発議として日程第21、議員派遣の件についてをおはかりいたします。

江府町議会会議規則第119条第1項に係る議員派遣5件について、お手元に配布のとおり行いたいですが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

参議院選挙制度改革に対する意見書

先般、参議院議員通常選挙の選挙区においてその一部を合区とする「参議院選挙制度見直しにあたっての基本的考え方」およびそれに基づく「参議院制度選挙制度の見直しについて（選挙制度協議会座長案）」（以下これらを「見直し案」という。）が示された。

見直し案は、平成24年11月16日に成立した公職選挙法の一部を改正する法律、いわゆる4増4減法の附則に規定される「平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たり人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。」を実現することを目的として示されたと理解するが、参議院の在り方等に関する視点が欠落し、抜本的見直しとは言えず、単に較差のみを是正しようとするものである。

また、平成24年10月17日の最高裁判所判決の中の較差に関する違憲状態については、それに対応すべく成立した4増4減法により、既に対応済みとも考えられ、仮に今後、同様に違憲状態とする判決が出た場合には、4増4減法と同様の方法を用いて違憲状態を暫定的に解消するべきであり、見直し案のように抜本的見直しの視点が欠落する合区導入等の対応は不適當である。

さらに、参議院憲法審査会の審議の過程では、参議院に地域代表制としての性格を持たせるべき等地方を重視すべきとの意見が出ており、それを踏まえて参議院の在り方を含めた議論を行うべきであるが、47都道府県の一部にのみ合区を導入する見直し案は、地方を軽視するものと言わざるを得ない。

よって、国においては、地方からの視点が欠落した見直し案を採用することなく、人口の少ない県の声の代表者が確実に参議院議員に選出されるような、参議院の在り方を含めた抜本的見直しを行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月18日

福井県議会

参議院選挙制度改革に係わる意見書

参議院選挙における「1票の格差」を是正するため、選挙制度協議会は、選挙区の見直し案を複数検討しております。また政府は、平成27年の通常国会に公職選挙法改正案の提出を予定しており、選挙制度改革の議論は、法改正の時期を勘案しながら、選挙制度協議会において今後さらに加速するものと考えます。

しかし、現在検討されている見直し案は、単なる人口割により地方部の選挙区を合区するものであり、その中には山形県選挙区が含まれている案もあります。

この見直し案の下、選挙区が区割りされた場合、地方の国会議員が削減され、人口の少ない地域の声が国政に反映されず、都市部との格差がますます拡大することになります。

つきましては、国及び政府に対し下記事項について強く要望いたします。

記

- 1 選挙区の区割りは、単純な人口割によらないものとし、地域の特性や面積要件を考慮した、合区によらない制度改革にするとともに、選挙ごとに各都道府県から最低1名の参議院議員が選ばれる地域要件を盛り込んだ、これまで以上に地方の声が国政に届くような制度改革とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月18日

山形県東根市議会議長 清野 忠和



参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議

参議院は解散がなく、任期も6年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっている。

その参議院の選挙制度は、昭和22年に制定された参議院議員選挙法により、選挙区を全国的な有名有為の人材を簡拔する職能代表制を有する全国区と地域代表的性格を有する地方選出議員を選出するための地方区に分けられ、昭和25年の公職選挙法の制定による選挙規定の統合統一後、いく度かの選挙制度の改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきている。

今般、平成25年参議院通常選挙の選挙区選挙における最大で4.77倍という1票の格差について、司法の場で違憲の判断が示されているところであり、この是正については、次期通常選挙に向けて喫緊の課題となっている。

現在、この問題に関して、平成28年通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うために設けられた選挙制度の改革に関する検討会の下に各党派による協議会（以下「選挙制度協議会」という。）が設置され、広範な議論が行われているところであり、各委員の努力には敬意を表する次第である。

しかしながら、平成26年4月25日に示された選挙制度協議会座長案では、議員1人当たりの人口の格差是正のためとして、人口の少ない県を隣接する府県と「合区」とするという案が示され、人口の少ない県と都市部の都府県に優劣をつけるかのような議論がなされようとしている。

1票の格差を是正することは喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の有意性が失われかねないと危惧するものである。

我々北栄町議会は、地方の声を国政に届けるため、現行の都道府県単位の選挙区を維持した上で議論が進められることを望み、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対することを決議する。

平成26年6月19日

鳥取県東伯郡北栄町議会

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する意見書

参議院は解散がなく、任期も6年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっていく。

今般、平成25年参議院通常選挙の選挙区選挙における最大で4.77倍という1票の格差について、司法の場で違憲の判断が示されているところであり、この是正については、次期通常選挙に向けて喫緊の課題となっている。

現在、この問題に関して、平成28年通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うために設けられた選挙制度の改革に関する検討会の下に各党派による協議会（以下「選挙制度協議会」という。）が設置され、広範な議論が行われているところであり、各委員の努力には敬意を表する次第である。

しかしながら、平成26年4月25日に示された選挙制度協議会座長案では、議員1人当たりの人口の格差是正のためとして、人口の少ない県を隣接する府県と「合区」という案が示され、人口の少ない県と都市部の都府県に優劣をつけるかのような議論がなされようとしている。

1票の格差を是正することは喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の有意性が失われかねない。

については、地域代表の広範な意見が反映されるような選挙制度改革が行われるよう下記のとおり要望する。

記

1. 地方では、都道府県が1つの政治的まとまりとして有機的に活動しており、人口だけではなく、面積や地域の特性も勘案して対応するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

鳥取県西伯郡伯耆町議会



参議院議長 様

第5回 三 朝 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第9日）

平成26年6月20日（金曜日）

議事日程

平成26年6月20日 午後3時開議

（討論・採決）

日程第1 諸般の報告

・報告第4号 平成25年度三朝町水道事業会計予算繰越計算書について

日程第2 議案第48号 平成26年度三朝町一般会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第49号 平成26年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第50号 平成26年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第51号 三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 議案第52号 三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第53号 三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第54号 三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第55号 三朝温泉観光商工センターの指定管理者の指定について

日程第10 陳情第3号 さらなる年金削減の中止を求める陳情

日程第11 陳情第4号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情

日程第12 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める陳情

日程第13 陳情第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情

日程第14 陳情第7号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情

日程第15 陳情第8号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

日程第16 陳情第9号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情

日程第17 陳情第10号 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める陳情

日程第18 議員派遣について

日程第19 委員会の閉会中の継続調査及び調査申出について

日程第20 議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書

日程第21 議員提出議案第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

日程第22 議員提出議案第4号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議

本日の会議に付した事件

（討論・採決）

日程第1 諸般の報告

・報告第4号 平成25年度三朝町水道事業会計予算繰越計算書について

日程第2 議案第48号 平成26年度三朝町一般会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第49号 平成26年度三朝町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第50号 平成26年度三朝町国民宿舎事業会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第51号 三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 議案第52号 三朝町ふるさと健康むらの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第53号 三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第54号 三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第55号 三朝温泉観光商工センターの指定管理者の指定について

日程第10 陳情第3号 さらなる年金削減の中止を求める陳情

日程第11 陳情第4号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情

日程第12 陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める陳情

日程第13 陳情第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情

日程第14 陳情第7号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情

日程第15 陳情第8号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

日程第16 陳情第9号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める陳情

日程第17 陳情第10号 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める陳情

日程第18 議員派遣について

○議員（7番 清水 成眞君） 議員提出議案第3号、手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣に提出するよう総務教育常任委員会の皆様の御賛同をいただき、議員提出させていただきました。別紙の意見書をよろしく御審議の上、何とぞ可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 道治君） 本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑なしと認め、進行いたします。
討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議員提出議案第4号

○議長（山田 道治君） 日程第22、議員提出議案第4号、参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

平井満博議員。

○議員（10番 平井 満博君） 議員提出議案第4号、参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議を議会運営委員会の皆様の賛同をいただき、議員提出させていただきました。

議案書を朗読し、提案理由の説明とくえさせていただきますので、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議

参議院は解散がなく、任期も6年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっている。

その参議院の選挙制度は、昭和22年に制定された参議院議員選挙法により、選挙区を全国的な有名有為の人材を簡抜する職能代表制を有する全国区と地域代表的性格を有する地方選出議員

を選出するための地方区に分けられ、昭和25年の公職選挙法の制定による選挙規定の統合統一後、いく度かの選挙制度の改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきている。

今般、平成25年参议院通常選挙の選挙区選挙における最大で4.77倍という1票の格差について、司法の場で違憲の判断が示されているところであり、この是正については、次期通常選挙に向けて喫緊の課題となっている。

現在、この問題に関して、平成28年通常選挙に向けた参议院選挙制度改革について協議を行うために設けられた選挙制度の改革に関する検討会の下に各会派による協議会（以下「選挙制度協議会」という。）が設置され、広範な議論が行われているところであり、各委員の努力には敬意を表する次第である。

しかしながら、平成26年4月25日に示された選挙制度協議会座長案では、議員一人当たりの人口の格差是正のためとして、人口の少ない県を隣接する府県と「合区」とするという案が示され、人口の少ない県と都市部の都府県に優劣をつけるかのような議論がなされようとしている。

1票の格差を是正することは喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参议院の有意性が失われかねないと危惧するものである。

我々三朝町議会は、地方の声を国政に届けるため、現行の都道府県単位の選挙区を維持した上で議論が進められることを望み、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対することを決議する。

平成26年6月20日

鳥取県東伯郡三朝町議会

○議長（山田 道治君） 本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（山田 道治君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山田 道治君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成26年第5回三朝町議会定例会を閉会いたします。

午後3時24分閉会

第2回 日吉津村議会定例会会議録 [第4日]

平成26年6月20日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成26年6月20日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 請願第 1 号 さらなる年金削減の中止を求める請願について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 2 請願第 3 号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 3 陳情第 2 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 4 陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める陳情について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 5 陳情第 5 号 地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について実態調査を要請する意見書の採択を求める陳情について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 6 陳情第 6 号 地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配布・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 7 陳情第 8 号 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める陳情について
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第 8 請願第 2 号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 9 陳情第 4 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 10 陳情第 7 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に

関する陳情について

(教育民生常任委員長審査報告)

- 日程第 11 陳情第 9 号 少人数学級の推進をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書採
択を求める陳情書について

(教育民生常任委員長審査報告)

- 日程第 12 陳情第 10 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015 年度政府
予算に係る意見書採択を求める陳情書について

(教育民生常任委員長審査報告)

- 日程第 13 陳情第 11 号 チャイルドシートの購入助成について

(教育民生常任委員長審査報告)

- 日程第 14 陳情第 12 号 子どもと女性への犯罪被害抑止並びに農作物盗難被害撲滅表示板設置の
助成について

(教育民生常任委員長審査報告)

- 日程第 15 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて (日吉津村税条例の一部を改正す
る条例)

- 日程第 16 議案第 33 号 日吉津村地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規
模の基準に関する条例の設定について

- 日程第 17 議案第 34 号 平成 26 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第 1 回) につい
て

- 日程第 18 議案第 35 号 日吉津村固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第 19 議案第 36 号 平成 26 年度における日吉津村公共下水道事業ひえづ浄水センターの建
設工事委託に関する協定の締結について

- 日程第 20 発議第 1 号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議につい
て

- 日程第 21 発議第 2 号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める意見書について

- 日程第 22 発議第 4 号 手話言語法 (仮称) の制定を求める意見書について

- 日程第 23 発議第 5 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

- 日程第 24 発議第 6 号 少人数学級の推進をはかるための、2015 年度政府予算に係る意見書に
ついて

年度入札をされて 26 年度が 1,437 万で、これはこれ以上にいったらいけないと思うんですけども、消費税というのがここにはかんではいないわけですね。その辺ちょっとお聞きしたいです。

○議長（橋井 満義君） 建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） この契約金額はさきほど村長申しましたけれども、税込みという事でございます。税込で 7,837 万円でございます。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。ほかにないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 発議第 1 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 20、発議第 1 号参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

景山行財政調査特別委員長。

○行財政調査特別委員長（景山 重信君） 発議第 1 号、平成 26 年 6 月 20 日、日吉津村議会議長橋井満義様、提出者行財政調査特別委員長景山重信。参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 110 条第 5 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出をいたします。

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議案、参議院は解散がなく任期も 6 年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっていく。その参議院の選挙制度は昭和 22 年に制定された参議院議員選挙法により、選挙区を全国的な有名有為の人材を簡抜する職能代表制を有する全国区と、地域代表的性格を有する地方選出議員を選出するための地方区に分けられ、昭和 25

年の公職選挙法の制定による選挙規定の統合統一後、いく度かの選挙制度の改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきている。

今般、平成 25 年参議院通常選挙の選挙区選挙における最大で 4.77 倍という 1 票の格差について、司法の場で違憲の判断が示されているところであり、この是正については次期通常選挙に向けて喫緊の課題となっている。

現在、この問題に関して平成 28 年通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うために設けられた選挙制度の改革に関する検討会の下に各会派による協議会が設置され、広範な議論が行われているところであり、各委員の努力には敬意を表する次第である。

しかしながら、平成 26 年 4 月 25 日に示された選挙制度協議会座長案では、議員 1 人あたりの人口の格差是正のためとして、人口の少ない県を隣接する府県と「合区」という案が示され、人口の少ない県と都市部の都府県に優劣をつけるかのような議論がなされようとしている。

1 票の格差を是正することは喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の有意性が失われかねないと危惧するものである。

我々日吉津村議会は、地方の声を国政に届けるため、現行の都道府県単位の選挙区を維持した上で議論が進められることを望み、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対することを決議する。平成 26 年 6 月 20 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会より参議院自由民主党議員会長様、選挙制度協議会座長様、選挙制度協議会委員様、以上です。

○議長（橋井 満義君） 説明が終わりました、この際質疑討論ないものとし、これから発議第 1 号を採決します。

本発議は原案のとおり決議を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号は原案のとおり決議を提出することに決定いたしました。

日程第 21 発議第 2 号 から 日程第 25 発議第 7 号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第 21 から日程第 25 までは教育民生常任委員会の発議でありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

参議院選挙制度に関する意見書

現在、最高裁判所は、平成 22 年の参議院選挙について、最大 5 倍の一票の格差が生じていることを理由に違憲状態と判断し、都道府県単位で選挙区の定数を設定する現行の方式を改めるなどの立法的措置を講じることを求めている。

このような中、先般、参議院の選挙制度協議会の会合において、有権者数が少ない選挙区を隣接する選挙区と統合する「合区」案が示されたところである。

しかしながら、単純な人口割のみでの選挙区再編は、地方と都市部との格差を広げるばかりではなく、人口が少ない地域の声が反映されにくくなる懸念があり、有権者を政治から遠ざける要因にもなりかねない。

よって、国におかれては、単純な人口割ではなく、地域の特性や参議院の独自性を踏まえた選挙制度改革を実行するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 23 日

参議院議長 山 崎 正 昭 様

石川県金沢市議会議長 田 中 展 郎



参議院の選挙制度に関する意見書

平成22年7月施行の参議院選挙区選挙に係る1票の格差に対して最高裁判所が違憲状態との判決を下したのを受けて参議院に設置された選挙制度協議会において、東京などの有権者の多い都道府県選挙区に改選定数を加配し、有権者の少ない県選挙区を隣接府県と合区させるとの座長案が示された。

都道府県を単位とする地方代表を国会（参議院）に送り出す現行制度は、国民の大多数に浸透しており、歴史的、地理的及び住民の心情的な面からも相当の妥当性があると言える。

隣接しているとはいえ異なる府県を同一選挙区とする座長案は、1票の格差是正や人口基準にこだわる余り、地方の実情を軽んじており、到底容認できるものではない。

参議院の選挙制度改革は、選挙区の合区による数字合わせに終始することなく、まずは国会全体で衆参両院の組織構成や権限のあり方の議論を深めた上で進めるべきである。

よって、本市議会は、参議院選挙制度協議会に提出された座長案に反対するとともに、国会に対し、地方代表を選出するための都道府県単位の選挙区を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

高知県高知市議会

参議院議長 山崎 正昭 様

日南町第4回定例26年6月27日

平成26年 第4回(定例)日南町議会会議録(第3日)
平成26年6月27日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成26年6月27日 午前9時開議

- 日程第1 議案第53号 財産の取得について(除雪ドーザー車輪式8t級2台購入)
日程第2 議案第41号 退職手当に関する条例等における障害の表記を改める条例の制定
について
日程第3 議案第42号 日南町税条例等の一部改正について
日程第4 議案第43号 日南町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5 議案第44号 日南町社会教育委員に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第45号 日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第46号 日南町非常勤消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第47号 平成26年度日南町一般会計補正予算(第2号)
日程第9 議案第48号 平成26年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第10 議案第49号 平成26年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
日程第11 平成26年請願第2号 さらなる年金削減の中止を求める請願
日程第12 平成26年請願第4号 日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願
日程第13 平成26年請願第5号 「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に
反対する意見書の提出を求める請願書
日程第14 平成26年請願第6号 日本国憲法第9条の解釈の変更による集団的自衛権の行
使容認に反対する意見書の提出を求める請願書
日程第15 平成26年陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見
書」の採択を求める陳情
日程第16 平成26年陳情第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情
日程第17 平成26年陳情第7号 少人数学級の推進をはかるための、2015年度政府予算に
係る意見書採択を求める陳情書
日程第18 平成26年陳情第8号 義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書
日程第19 平成26年請願第3号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める請願
日程第20 平成26年陳情第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情
について
日程第21 平成26年陳情第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める
意見書の提出に関する陳情
日程第22 発議第8号 さらなる年金削減の中止を求める意見書提出について
日程第23 発議第9号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出について
日程第24 発議第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
日程第25 発議第11号 少人数学級の推進を求める意見書提出について
日程第26 発議第12号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書提出について
日程第27 発議第13号 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書提出について
日程第28 発議第14号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書提
出について
日程第29 発議第15号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議
日程第30 委員会の閉会中の継続審査について
(平成26年陳情第9号)
日程第31 議員派遣の件
日程第32 委員会の閉会中の継続調査について
(議会運営委員会の調査)
(総務教育常任委員会の調査)
(経済福祉常任委員会の調査)
(議会改革に関する調査特別委員会の調査)
(中心地域整備に関する調査特別委員会)
(議会広報調査特別委員会の調査)

日南町第4回定例26年6月27日

な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。また、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。

よって国におかれては、これらの患者の救済をするため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望する。

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

内閣総理大臣ほか関係大臣に送ります。

以上であります。

○議長（村上 正広君）これより各発議に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、発議ごとに行います。

日程第27、発議第13号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、発議第14号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

採決を行います。

発議第14号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29 発議第15号

○議長（村上 正広君）タブレット36ページから37ページ。

日程第29、発議第15号、参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議を議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

総務教育常任委員会委員長、坪倉勝幸議員。

○総務教育常任委員会委員長（坪倉 勝幸君）

発議第15号

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議

標記決議（案）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。

平成26年6月27日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 坪倉 勝幸

参議院選挙制度改革における選挙区の

「合区」案に反対する決議（案）

参議院は解散がなく、任期も6年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっていく。

その参議院の選挙制度は、いく度かの改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきている。

日南町第4回定例26年6月27日

今般、平成25年参議院通常選挙の選挙区選挙における最大で4.77倍という1票の格差について、司法の場で違憲の判断が示されているところであり、この是正については、次期通常選挙に向けて喫緊の課題となっている。

現在、この問題に関して、参議院に「選挙制度協議会」が設置され、広範な議論が行われているところである。

しかしながら、本年4月25日に示された選挙制度協議会座長案では、議員1人当たりの人口の格差是正のためとして、人口の少ない県を隣接する府県と「合区」という案が示され、人口の少ない県と都市部の都府県に優劣をつけるかのような議論がなされようとしている。

1票の格差を是正することは喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の有意性が失われかねないと危惧するものである。

我々日南町議会は、地方の声を国政に届けるため、現行の都道府県単位の選挙区を堅持した上で議論が進められることを望み、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の「合区」案に強く反対することを決議する。

平成26年6月27日

鳥取県日野郡日南町議会

以上であります。

本決議案が可決された上には、議長から参議院議長並びに選挙制度協議会に決議文を送付していただきますようお願い申し上げます。

○議長（村上 正広君）これより本発議に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第29、発議第15号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第15号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（村上 正広君）タブレット38ページ。

日程第30、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいま審査中の平成26年陳情第9号、「高性能林業機械群について当初の鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業と同様の補助額の上乗せをお願いいたします」については、お手元に配付しています申出書記載のとおり、経済福祉常任委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長の申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第31 議員派遣の件

○議長（村上 正広君）タブレット39ページ。

日程第31、議員派遣の件を議題といたします。

今後予定されております議員派遣の件については、タブレット39ページから41ページのとおりであります。

お諮りいたします。議員派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定をいたしました。

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

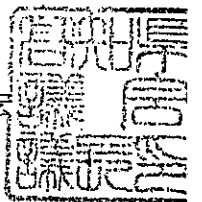
- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

高知県議会議員 浜田英宏

参議院議長 山崎正昭様



参議院選挙制度の見直しに対する意見書

参議院選挙制度については、平成 24 年 10 月 17 日の最高裁判決において、投票価値の不均衡の是正が判示された。

この判決を踏まえ、参議院においては、平成 25 年 9 月、次期通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について実務的な協議を行うため、「選挙制度の改革に関する検討会」の下、各会派からなる「選挙制度協議会」が設置された。

選挙制度協議会は、これまでの協議を踏まえ本年 4 月と 6 月の 2 回、本県を含む府県の隣接選挙区を統合する「合区」の座長案を示したが、いずれの座長案も人口の多寡のみを偏重し、府県の面積や経済、風土などの地域特性への配慮に欠けたものと言わざるを得ない。

一票の格差を是正するための措置とはいえ、人口減少社会に向かう中で、単純な人口割のみでの「合区」は、地方の意見が国政に届きにくくなるだけでなく都市偏重の国政運営に傾くことが懸念される。

よって、国においては、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 選挙区の見直しについては、地域の特性や面積要件などを踏まえ、府県の境を越えて統合する合区によらない制度改革を行うこと。
- 2 一票の格差是正は、地方の意見が適切に国政に反映されるよう各都道府県から選挙毎に最低 1 名（定数 2）が選出される制度のもとに進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 7 月 4 日

山形県議会議長 鈴木 正 法

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院選挙制度協議会で示された合区案に強く反対する意見書

平成 28 年の通常選挙に向けた選挙制度改革について協議を行う参議院選挙制度協議会では、協雅史座長から、議員一人当たりの人口の格差を是正するため、人口の少ない県について、隣接する一の都府県と合区した選挙区とする案（以下「座長案」という。）が提示され、合区する選挙区として、鳥取県と島根県などが挙げられている。

これは、各選挙区間の議員一人当たりの人口の格差が最大5倍となった平成 22 年参議院議員通常選挙について、平成 24 年の最高裁判決で、「できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態を解消する必要がある」とされたこと等を受けて示されたものであるが、一方的な私案であって、各選挙区の意味が反映されていない独善的なものであり、決して許すことができない。

現行の選挙制度は、幾多の議論を経て決定・定着した合理的なものであり、県民の意思を国政に反映するために県民の代表を選出する制度として、地域社会の発展に大きく寄与している。未だ各県独自の課題が多く存在し、人口減少等でその解決が一層困難になっている状況の中で、むしろ、都道府県単位の選挙区制度は、一層重要なものとなっているにもかかわらず、本県選出議員が消えることもあり得る座長案は、到底容認できない。

また、住民の生活に関する公的な広域事務は都道府県を基本とし、都道府県を前提とした国・地方の制度になっている。国民主権を保障する選挙制度のみ、都道府県の枠組みを考慮しないのは、なし崩しに国の在り方を変えることにつながる。

このことから、機械的に人口だけで判断することなく、各選挙区の面積、地域特性等を勘案して対応しなければ、地域の声が届かなくなるだけでなく、都市に偏重した国政運営となり、地方の切り捨てが進むことが懸念されるため、参議院選挙制度全体の改革として議論し、最低1県に1議員を確保すべきである。

よって、鳥取県議会は、このたびの座長案に強く抗議するとともに、地方の意見を十分尊重し、都道府県の枠組みを考慮した最善の策を講ずるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 7 月 4 日

鳥 取 県 議 会



参議院議長 山 崎 正 昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字あわせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えます。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月5日

高知県高岡郡桺原町議会

参議院議長 山崎 正昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論することであり、一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月9日

高知県土佐町議会

参議院議長 山崎 正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えている。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えている。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月11日

高知県高岡郡佐川町議会

参議院議長 山崎 正昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え。

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日

宮崎県木城町議会



内閣総理大臣	安倍晋三	殿
衆議院議長	伊吹文明	殿
参議院議長	山崎正昭	殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲又は違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え、

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

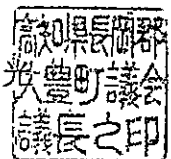
- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日

参議院議長 山崎正昭様

高知県長岡郡大豊町議会議員 都築正光



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行ない、必要に応じて制度改正を行うことであると考え、

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改正を行うこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日

高知県日高村議会

参議院議長 山崎 正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えます。

よって、国におかれては、次の事項につき、特にご留意いただくよう要請する。

1. 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
2. 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日

芸西村議会議員 宮崎 義明

参議院議長 山崎 正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判断を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見いだすことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また、一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え。

よって、国においては、下記事項につき、特に留意するよう強く要望する。

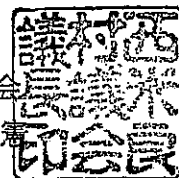
記

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月16日

宮崎県西米良村議会
議長 小佐井 武 憲



参議院議長 山崎正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成 22 年 7 月 11 日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接都道府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とする以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え。

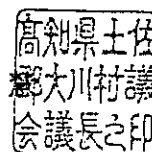
よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 17 日

大川村議会議長 朝 倉



衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を、東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前途の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え。

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

1. 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
2. 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月17日

宮崎県椎葉村議



参議院議長 山崎 正昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え、

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9月17日

宮崎県西臼杵郡日之影町議会議員

甲斐 徳



参議院議長 殿

参議院議員選挙合区案の見直しを求める意見書

参議院議員選挙制度協議会座長により見直し案が公表されました。

その案によれば、山形県においては宮城県との合区で2人区という区割りになっております。しかるに、この制度での選挙が実施されれば、人口が倍以上の宮城県の優位性は明らかであります。現時点においても宮城県との経済格差、人口流出などの課題が山積している現状を踏まえれば、合区案には賛同することはできません。

さらに、秋田県との合区案も出されましたが、行政区分をないがしろにすることは、文化や風土を軽んじることになり、お互いに地域の代表者とは言い難いものがあります。住民の声が反映されにくいものになることは必定であり、到底賛同することはできません。

よって村山市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものであります。

記

- 1 人口減少社会に向かう中で、地方が人口流出に歯止めをかけるために努力を重ねるなかで、単純な人口割のみでの選挙区割りは、さらなる地方と都市部との格差を生むことになると思われる。よって地域の特性や面積要件などを踏まえ合区によらない制度改革を検討すること。
- 1 一票の格差是正は、その範囲内で比例区の数进行调整するなどして、各都道府県から最低1名(定数2)の参議院議員が選ばれる制度改革を検討すること。
- 1 各都道府県から選挙毎に最低1名(定数2)の参議院議員が選ばれる地域要件を盛り込み、人口比率に偏らずに、これまで以上に地方の声が国政に届くような制度改革を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月18日

村山市議会議長 海老名 幸 司

参議院議長 山 崎 正 昭 殿



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選挙に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え、

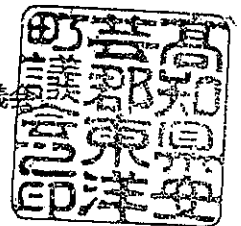
よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年9月18日

高知県安芸郡東洋町議会



参議院議長 山崎 正昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判断を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難である。このことに立脚して、参議院選挙制度改革については、慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老議員の選出にあたっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学び、そして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で、選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については、過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考えます。

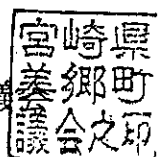
よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革にあたっては、各都道府県の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日

宮崎県美郷町議



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については、慎重に論議を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表として役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改正を行うことであると考えます。

よって、国におかれては、次の事項につき、特にご留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日

高知県安芸郡北川村議会

参議院議長 山崎 正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改正を行うことであると考える。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

記

1. 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
2. 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 18 日

宿毛市議会議長 浦 尻 和 伸



衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲又は違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、また、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え、

よって、国におかれては、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めるよう、次の事項につき特にご留意いただきたく要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日

宮 崎 市 議 会

参議院議長 山崎 正昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成 22 年 7 月 11 日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え、

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

1. 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
2. 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 18 日

高知県高岡郡越知町議会

参議院議長 山崎正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出にあたっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え、

よって、国におかれては、次の事項につき、特にご留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革にあたっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月18日

高知県馬路村議会

参議院議長 山崎 正昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え、

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

記

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
 - 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

南 国 市 議 会



参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成 22 年 7 月 11 日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に論議を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を論議すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えます。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 19 日

高知県中土佐町議会

参議院議長 山崎 正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また、一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考えます。

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日

宮崎県都農町議会

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院選挙制度改革に対する意見書

今般、参議院選挙制度協議会座長から提示された見直し案は、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差を是正するため、人口の少ない都道府県については、隣接する一の都道府県と合区とするものとなっています。

しかし、そもそも国が成り立つためには、人口だけではなく国土が必要であります。近年、尖閣や竹島など国境近辺の国土に対する意識は高まっているものの、肝心の我が国の国土の大半を成す、地方に対する意識を今こそ強く持つべきです。

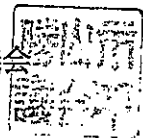
合区になれば、人口の少ない都道府県からは、二度と代表を参議院に送れないということになりかねません。国土の重みを考えず、人口だけに偏った安易な平等主義だけでは、国は保てないことを、十分に留意するべきです。

つきましては、人口の少ない県の声の代表者が確実に参議院に選出されるような制度改革とするよう、強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月19日

福井県勝山市議会



参議院議長 山崎 正昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成 22 年 7 月 11 日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えます。

よって、国におかれては、次の事項につき、特にご留意いただくよう要請する。

1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。

2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 19 日

高知県大月町議会

参議院議長 山崎正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または、違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実状や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見いだすことは困難であると考え。こうしたことによって立脚して、参議院選挙制度改革については、慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表者としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学び、そして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で、選挙制度のあり方を議論することである。

また、一票の格差の問題については、過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え。

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月19日

参議院議長 山崎 正昭 殿

宮崎県諸塚村議会



参議院選挙制度改革に対する意見書

さて今般、参議院選挙制度協議会座長から提示された見直し案は、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差を是正するため、人口の少ない都道府県については、隣接する一つの都道府県と合区とするものとなっています。

しかし、そもそも国が成り立つためには、人口だけではなく国土が必要であります。近年、尖閣や竹島など国境近辺の国土に対する意識は高まっているものの、肝心の我が国の国土の大半を成す、地方に対する意識を今こそ強く持つべきです。

合区になれば、人口の少ない都道府県からは、二度と代表を参議院に送れないということになりかねません。我が国は決して都市国家ではありません。「都市と地方の支え合い」という我が国のかたちを踏まえず、国土の重みを考えず、人口だけに偏った安易な平等主義だけでは、国は保てないことを、十分に留意すべきです。

つきましては、人口の少ない県の声の代表者が確実に参議院に選出されるような制度改革とするよう、強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月19日

福井県あわら市議会

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成 22 年 7 月 11 日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え、

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

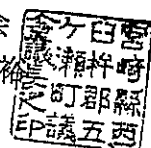
- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 19 日

宮崎県五ヶ瀬町議会

議長 甲斐 啓裕



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

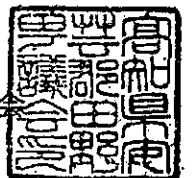
- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

参議院議長 山崎 正昭 様

高知県田野町議会



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え、

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月22日

宮崎県高原町議会

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲又は違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当っては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え、

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

1. 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
2. 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月22日

宮崎県門川町議会議員 安田 茂

参議院議長 山崎 正昭 様



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、こらからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え。

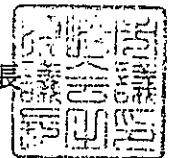
よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月22日

須崎市議会議員



衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 山崎 正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に関わる一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区されることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見いだすことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国の上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字あわせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改正を行うべきであると考え、

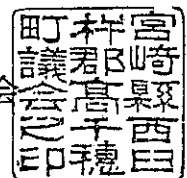
よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改正を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

宮崎県高千穂町議会



参議院議長 山崎正昭 殿

参議院選挙制度改革に対する都道府県単位の制度を
堅持することを求める意見書

平成28年度の通常選挙に向けた選挙制度改革について協議を行う参議院選挙制度協議会では、脇雅史座長から、議員一人当たりの人口の格差を是正するため、人口の少ない県を隣県と合区する案を提示された。

脇座長案では、佐賀県選挙区は福岡県選挙区と合区し、定数自体は維持する案となっているが、福岡県の人口は佐賀県の6倍で、佐賀県から代表を参議院に送ることが極めて困難なことは明白である。

一票の格差を是正するための措置とはいえ、人口の少ない県こそ政治の力が必要であり、加えて、一票の格差問題は人口を基に論じられているが、一票の価値は、実際に投票された数を基準に考慮すべきとの考え方もある。

参議院に於いては、都道府県単位を極力維持するなど地方の声が国政に届く選挙制度となるよう慎重に議論されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日

佐賀県神埼市議会

参議院選挙制度改革に対する意見書

先般、選挙制度協議会において、「参議院選挙制度の見直しについて（選挙制度協議会座長案）」（以下、「見直し案」という。）が示された。

参議院選挙区選出議員の選挙については、選挙区間における議員一人当たりの人口格差の是正が要請されている一方で、長年にわたり都道府県を単位とする選挙が行われ、選挙区選出議員が地域代表的性格を有してきたことの意義、地方の意見が国政に反映される選挙制度を構築すべきとの意見も考慮する必要があるとの考え方を示している。

しかしながら、具体的な選挙区設定において、議員一人当たりの人口格差を是正するため、人口の少ない県を、隣接する一の県と合区することとする見直し案は、地方独自の歴史や文化、自然、経済、地理的条件などの地域特性への配慮に欠けたものであると言わざるを得ない。

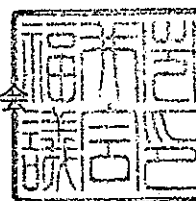
今回の見直し案は、こうした地方の意見や実情が国政に反映されにくくなる恐れがあり、都市に偏重した国政運営となり、地方の切り捨てが進むことが懸念される。

については、人口の少ない県の声の代表者が確実に参議院議員に選出されるような参議院の在り方を含めた見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月24日

福井市議会





慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。

また一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

宮崎県東諸県郡国富町議会議長 中原 幸典



参議院議長 山崎正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲又は違憲状態との判決を下した。

国会に設置された選挙制度協議会では、人口の少ない選挙区を隣接する都府県と合区させることによって削減された議席を東京などの人口の多い選挙区に新たに加配するという座長案が示されたものの、意見集約が難航し、現在も議論が続いている。

我々は、参議院選挙区の見直しを検討するに当たっては、やはり、地方の声を国政に反映させる観点から、安易な合区などにより解決することなく、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すべきであると考えます。

よって、国におかれては、参議院選挙制度改革については、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、人口減少社会への対応が求められる中、地方の声を遠ざけるような改革となることのないよう、参議院の担うべき役割や選挙制度のあり方について検討した上で、必要に応じて制度改正を行うなど、慎重に議論を進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成 22 年 7 月 11 日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。

これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えます。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 29 日

四万十市議会

参議院選挙制度改革に対する意見書

今般、参議院議員通常選挙の選挙区においてその一部を合区とする「参議院選挙制度見直しにあたっての基本的考え方」及びそれに基づく「参議院制度選挙制度の見直しについて（選挙制度協議会座長案）」が示された。

見直し案は、平成24年11月16日に成立した公職選挙法の一部を改正する法律、いわゆる4増4減の附則に規定される「平成28年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たり人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。」を実現することを目的として示されたと理解するが、参議院の在り方等に関する視点が欠落し、抜本的見直しとは言えず、単に較差のみを是正しようとするものである。

また、平成24年10月17日の最高裁判所判例の中の較差に関する違憲状態については、それに対応すべく成立した4増4減法により、既に対応済みと考えられ、仮に今後、同様に違憲状態とする判例が出た場合には、4増4減法と同様の方法を用いて違憲状態を暫定的に解消するべきであり、見直し案のように抜本的見直しの視点が欠落する合区導入等の対応は不適當である。

さらに、参議院憲法審査会の審議の過程では、参議院に地域代表制としての性格を持たせるべき等地方を重視すべきとの意見が出ており、それを踏まえて参議院の在り方を含めた議論を行うべきであるが、47都道府県の一部にのみ合区を導入する見直し案は、地方を軽視するものと言わざるを得ない。

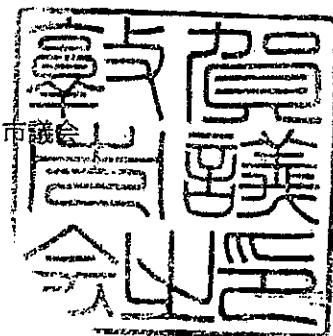
よって、国においては、地方からの視点が欠落した見直し案を採用することなく、人口の少ない県の声の代表者が確実に参議院議員に選出されるような、参議院の在り方を含めた抜本的見直しを行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9 月 2 9 日

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

福井県敦賀市議会



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えます。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 3 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 4 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

2014年10月2日

高知県幡多郡三原村議会議員



参議院議長 山崎 正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えます。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

1. 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
2. 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

室戸市議会

参議院議長 山崎 正昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えている。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これは各々の憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学び、そして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えている。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

参議院議長 山崎 正昭 様

高知県高岡郡四万十町議



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え。

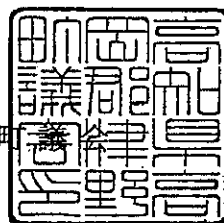
よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年10月8日

高知県津野町



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成 22 年 7 月 11 日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えている。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考えている。

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 9 日

高知県安芸市議会

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学び、そして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え、

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月10日

宮崎県東諸県郡綾町議会議員 大隈 寛



参議院議長 山崎 正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成 22 年 7 月 11 日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行ない、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え。

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 17 日

参議院議長 山崎正昭 殿

宮崎県三股町議会



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲又は違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え、

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月21日

土佐清水市議会議長 永野 裕夫



参議院議長 山崎 正昭 殿
衆議院議長 伊吹 文明 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味ある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる1票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度の存り方を議論すべきである。1票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考える。

よって、国におかれては、下記の事項につき、特にご留意いただくよう要請する。

記

1. 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること
2. 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月12日

参議院議長 殿
山崎 正 昭 殿

高知県吾川郡いの町議会議長 井 上 敏 雄

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これらの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改正を行うべきであると考え。

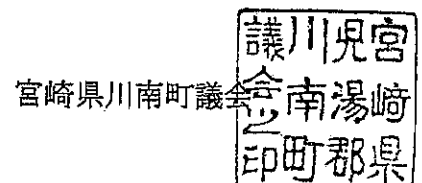
よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月15日

参議院議長 山崎正昭様



参議院選挙改革座長案の見直しを求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲又は違憲状態との判決を下しました。参議院に設置された選挙制度協議会では、これらの司法判断をもとに東京などの有権者の多い都道府県選挙区では改選定数を加配し、有権者の少ない都道府県選挙区では隣接県と合区させるとの座長案が示されました。

我々土佐市議会は、座長案では地域の実情を正しく国政に届けられないとの懸念を有すること、地域の代表を選出する範囲として広域自治体である都道府県を単位とすることは、歴史的・地理的・心情的、各々の立場から国民の理解が得られやすく妥当であることなどの考えから、同案は到底容認できるものではありません。

また、世界に目を転じて、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国議会の元老院の選出を例にとれば、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはありません。これは各々の憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためであります。このような事例から我が国が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始することなく、参議院の担うべき役割について、更には我が国の二院制の在り方についてまずは議論を深め、必要に応じて見直しを図ることであると考えます。

このため、参議院選挙制度改革にあたっては、座長案の見直しを行い、各都道府県単位の制度を堅持するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月16日

高知県土佐市議会

参議院議長 山崎 正昭 殿

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下している。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

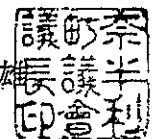
しかし、我々は参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進める事を要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることは無い。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じた制度改革を行うべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

奈半利町議会議員 安岡 規雄



参議院議長 山崎正昭 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え。

よって、国におかれては、次の事項につき、特にご留意いただくよう要請する。

1. 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月22日

香南市議会議員 黒石 博章

参議院議長 様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え。

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月25日

宮崎県児湯郡高鍋町議会

参議院議長 山崎正昭様

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題となることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。

前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示したうえで選挙制度の在り方を議論することである。

また一票の格差の問題については過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うべきであると考え。

よって、国においては、次の事項につき、特に留意するよう強く要望する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月25日

参議院議長 山崎 正昭 殿

宮崎県新富町議会



慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る1票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所では違憲または違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配をするという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考え、こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる1票の格差が問題となることはない。これはおのこの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学びそして取り組むべきは、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿を示した上で選挙制度の在り方を議論すべきである。1票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について根本から議論を行い、必要に応じて制度改革を行うことであると考え、

よって、国におかれては、次の事項につき、特に御留意いただくよう要請する。

- 1 参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。
- 2 参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月23日

徳島県阿南市議会

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院選挙制度改革における合区案に強く反対する意見書

各選挙区間の議員一人当たりの人口の格差が最大5倍となった平成22年参議院議員通常選挙について、平成24年の最高裁判決で、「できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態を解消する必要がある」とされた。

平成28年の参議院議員通常選挙に向けた選挙制度改革の議論では、議員一人当たりの人口の格差を是正するため、鳥取県と島根県など人口の少ない県について、隣接する一の都府県と合区した選挙区とする案が複数挙がっている。

しかし、昭和58年の最高裁判決が「都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえ得る。」と述べているとおり、住民の生活に関わる公的な広域事務は都道府県を基本とし、都道府県を前提とした国・地方の制度になっている。合区案は、こうした実態や各選挙区の意味が反映されていないものであり、決して認めることができない。

現行の選挙制度は、幾多の議論を経て決定・定着した合理的なものであり、県民の意思を国政に反映するために県民の代表を選出する制度として、地域社会の発展に大きく寄与している。未だ各県独自の課題が多く存在し、地方創生に本格的に取り組もうとしている状況の中で、むしろ、都道府県単位の選挙区制度は、一層重要となるものである。

選挙制度は、人口だけでなく、面積や行政区画のほか、地方が有する自然環境保護や食糧供給基地等の多面的機能等を総合的に考慮する必要がある。人口の少ない県が、様々な課題を抱えつつも、貴重な国土を守っていることを忘れてはならない。

人口過疎の上、政治過疎が国策として強行されるならば、地域切り捨てにつながることを懸念される。過疎過密の問題を招いたのは政治責任であり、一票の格差是正という名の下に、その責任を地方に押し付けるのは理解できない。

合区案については、下記の事由により反対であり、強く抗議するとともに、参議院議員の選挙制度改革において、合区することのない最善の策を講ずるよう求める。

記

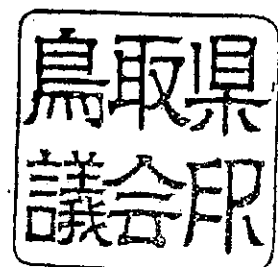
1. 合区案では、参議院議員が選出されない県が多数生じ、地方の切り捨てにつながる。
2. 機械的に人口だけで判断することなく、各選挙区の面積、地域特性等を勘案して対応しなければ、地域の声が届かなくなる。
3. 衆議院とは違った視点でものごとを見ることができる参議院の存在は必要であり、一票の格差是正に当たっては、全国比例区の議席数を選挙区へ移管するなど参議院選挙全体の改革として議論し、最低1県に1議員を確保すべきである。
4. 一票の格差を論じるときに、人口や有権者数で論じるならば、投票しなかった人の投票価値まで考慮することになる。投票機会の平等に加え、実際に投票した価値に目を向けて、人口ではなく投票数をもとに格差を是正すべきである。
5. 合理的で既に定着している都道府県単位の選挙制度に対し、一票の格差是正を名目として、特定の政党に有利になるゲリマンダーのような干渉は行われるべきでない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

鳥 取 県 議 会

参議院議長 山 崎 正 昭 様



参議院選挙制度における合区に反対する意見書

参議院選挙制度改革において「10増10減」とし、鳥取県と島根県、高知県と徳島県を合区する改正公職選挙法が成立した。この改正は1票の格差を是正するためのものであるが、突き詰めれば、衆議院、参議院ともに全国を一つの比例区とした選挙制度に収斂され、衆参二院制の維持についても疑問が生ずるものである。

現在、各県独自の課題が多く存在し、人口減少等でその解決が一層困難になっている。このような状況において都道府県単位の選挙区制度は、地域の特性等を活かした政策が実施される上で一層重要なものになっている。

しかし、この選挙法改正は「1票の格差」を機械的に人口だけで判断したものであり、各選挙区の面積、その地域特性が全く勘案されていない。人口密集地が優先され、人口過疎地の意見はより国政に反映されにくくなり、結果として、人口過疎が政治過疎につながりかねない。合区が検討されている4県は人口過疎県であり、すでに少数意見が切り捨てられようとしている。

国は「地方創生」において東京一極集中を排除し、多極分散型の社会を創生しようとしているが、合区はこれとは全く逆の効果を生み出し、地方切り捨てにつながるとしか考えられない。

このことから、日南町議会は、このたびの合区に強く抗議するとともに、最低1県に1議員を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

以上

平成27年8月5日

鳥取県日野郡日南町議会

参議院選挙制度の抜本的見直しに関する意見書

最高裁判所が違憲状態とした、参議院選挙における「一票の格差」是正に向けた改正公職選挙法が成立した。

改正法では、島根と鳥取、徳島と高知をそれぞれ合区し、さらに宮城、新潟、長野の定数を削減、北海道、東京、愛知、兵庫、福岡で定数を増やす、いわゆる「10増10減」で、参議院全体の定数は変えずに都市部に振り分けるものだが、抜本改正とは言い難い。

合区が導入されれば、これは戦後初めてのことである。それほど重大な制度変更であるにもかかわらず、合区対象の県民には、ほとんど説明もなく、合区対象の有権者の意向も反映されず頭越しに決定された。

都市部への人口集中が進む中で、合区や定数増減による格差是正策を続けるならば、合区対象は更に広がり、人口減少地方の議員定数は、更に削減されることになり、地方の声は届かなくなる。「一票の格差」是正は、重要な課題ではあるが、人口のみにより単純に区割りを決定することは、さらに地方を疲弊させるものであり、「地方創生なかりせば、日本創生なし」の主張と逆行するものである。

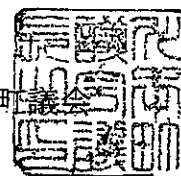
国においては、次々回の2019年参院選に向けて、議員一人当たりの人口の格差是正等を考慮しつつ、選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、必ず結論を得るとしている。都道府県が民主政治の単位として機能してきたという実態を踏まえ、単に人口の多寡にかかわらず、少なくとも各県1名の代表が国政に参加することが可能な選挙制度となるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 9月17日

・参議院議長 山 崎 正 昭 殿

島根県邑智郡川本町議会



都道府県単位を基本とした参議院選挙制度改革を求める意見書

本年7月28日、参議院選挙の高知・徳島、鳥取・島根の2合区を柱に、選挙区定数を10増10減する公職選挙法の改正が成立した。

この合区に対しては、例えば、高知県と徳島県とでは、隣接しているとはいえ、実際は山で隔てられた地形などの影響により、それぞれ独自の文化を育んできた歴史もあり、地元住民には、人口数の計算だけで一くくりにされることに戸惑いが少なからずある。

また、今後、地方の人口減少が続くとすれば、一票の格差是正のため、さらなる合区の必要性に迫られ、有権者にとって、自分の住む県から代表を出せなくなり、地方の声が国政に届きにくくなるという不安の声もある。

この改正公職選挙法の附則には、平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院のあり方を踏まえて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする」と明記されている。

参議院については、その発足当初から、多様な意見が国政に反映されるよう、地域代表的性格を持つ地方選出議員の担う役割が期待されてきた。

よって、国に対し、人口の多寡にかかわらず、都道府県単位の代表が国政に参加できる仕組みを基本に見直しを行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月2日

高知県高知市議会

参議院議長 山崎 正昭 様

参議院選挙制度の見直しを求める意見書

第189回通常国会において、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間における議員一人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数については是正を行い、あわせて二つの都道府県の区域を合区とする公職選挙法の一部を改正する法律案が可決成立した。

参議院については、その発足当初から地域代表制としての性格を持ち、都道府県の代表が参加することにより、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

都道府県の代表が果たしてきたこの役割に鑑みれば、今回の公職選挙法の改正は地理的にも文化的にも大きく異なる発展の歴史を持つ県を合区して定数を算定するなど、人口格差の是正のみにとらわれて、地域の意見を国政に反映する面はほとんど考慮されていない。

他国においても、フランス共和国の元老院議員やアメリカ合衆国の上院議員に代表されるように、人口比に関係なく、地方代表としての役割が明確に与えられている。

以上のことから、日本の民主主義において都道府県の果たしてきた重要な役割を尊重し、少なくとも各都道府県一人の代表者が確実に国政に参加できるような参議院のあり方を含めた選挙制度の抜本的な見直しを行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月6日

松江市議会

参議院議長

山崎 正昭 様

参議院選挙制度改革に関する特別決議

参議院議員選挙における「一票の較差」を是正するため、去る7月28日、鳥取・島根、徳島・高知の人口の少ない県単位の選挙区を合区とする内容を含む改正公職選挙法が成立した。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが大切であり、人口によって単純に区割りを決定することは、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生に逆行するものである。

国においては、今般の改正公職選挙法附則第7条において、「選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」とされている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

平成27年11月11日

第59回町村議会議長全国大会

全国町村長大会

要 望

平成 27 年 11 月 18 日

全国町村会

23. 公職選挙制度の改善

(総務省・財務省)

区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

また、国会議員の定数に関する選挙制度改革については、単に人口の多寡のみならず、全ての地域の事情や声が国会に十分反映できる選挙制度とすることが必要であることから、これ以上の合区は導入しないこと。